

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会

第1回常任委員会



日時 令和5年7月13日（木）午後2時から
会場 八日市ロイヤルホテル

湖国の感動 未来へつなぐ
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
第1回常任委員会 次第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 報告

報告第1号	競技会場の一部変更について	… 2
報告第2号	国スポ・障スポ大会会期の決定について	… 3
報告第3号	競技別リハーサル大会東近江市開催競技日程について	… 4

4 議事

第1号議案	東近江市協賛取扱要項（案）	… 5
第2号議案	東近江市運営ボランティア募集要項（案）	…10
第3号議案	東近江市保険加入要項（案）	…13
第4号議案	東近江市歓迎・おもてなし実施要項（案）	…17
第5号議案	東近江市売店設置要項（案）	…19
第6号議案	東近江市案内所・休憩所設置運営要項（案）	…33
第7号議案	東近江市リハーサル大会実施要項（案）	…36
第8号議案	東近江市式典実施要項（案）	…39
第9号議案	東近江市食品衛生対策要項（案）	…41
第10号議案	東近江市弁当調達実施要項（案）	…43
第11号議案	東近江市医療救護対策要項（案）	…46
第12号議案	東近江市防疫対策要項（案）	…48
第13号議案	東近江市環境衛生対策要項（案）	…49
第14号議案	東近江市輸送交通業務実施要項（案）	…51
第15号議案	東近江市消防防災・警備業務実施要項（案）	…55

5 閉会

【報告第1号】

競技会場の一部変更について

このことについて、下記のとおり報告する。

記

変更内容

【変更前】

種目	種別	競技会場	競技 日数	令和7年(2025年)			
				10/4 (土)	10/5 (日)	10/6 (月)	10/7 (火)
サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	3	●		●	●
		京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド(2面)	2	●	●		

【変更後】

種目	種別	競技会場	競技 日数	令和7年(2025年)			
				10/4 (土)	10/5 (日)	10/6 (月)	10/7 (火)
サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	3	●		●	●
		京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド(1面)	2	●	●		
		<u>東近江市能登川グラウンド(1面)</u>	<u>2</u>	<u>●</u>	<u>●</u>		

【報告第2号】

国スポ・障スポ大会会期の決定について

第79回国民スポーツ大会の競技会会期及び第24回全国障害者スポーツ大会の大会会期が決定されたことから、本市開催競技について次のとおり報告する。

1 第79回国民スポーツ大会

令和7年9月28日（日）から10月8日（水）までの11日間

【東近江市開催競技会期】

競技	種目	種別	競技会場	9/21	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8	
				日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
サッカー		成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場								●		●	●		
			京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド							●	●					
			東近江市能登川グラウンド							●	●					
ボクシング		成年男子	東近江市能登川アリーナ													
		成年女子		●	●	●	●	●								
		少年男子														
軟式野球		成年男子	東近江市ひばり公園湖東スタジアム							●	●	●	●			
ソフトボール		成年男子	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド			●	●	●								
カヌー	スプリント	成年男子	伊庭内湖特設カヌー競技場													
		成年女子														
		少年男子								●	●	●	●			
		少年女子														
ゴルフ		女子	名神八日市カントリー倶楽部		●	●	●									
自転車	ロード・レース	成年男子	東近江市特設ロードレースコース	●												
		少年男子														
		女子														

※自転車（ロードレース）：会期前実施競技

2 第24回全国障害者スポーツ大会

令和7年10月25日（土）から10月27日（月）までの3日間

※競技会会期は、令和5年度末までに日本パラスポーツ協会・文部科学省と協議の上、決定されます。

【東近江市開催競技会期】

競技	種目	種別	競技会場	10/25	10/26	10/27
				土	日	月
グランドソフトボール		身体障害	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド			

競技別リハーサル大会東近江市開催競技日程について

令和5年7月13日現在

○第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会東近江市開催競技日程

競技名	大会期間 (令和6年)	大会名	競技会場	種別	チーム数	共催市 ◎主会場	練習会場
サッカー	10月19日～23日	第60回全国社会人サッカー選手権大会	東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド 東近江市能登川グラウンド	成年男子	32チーム	守山市 大津市 甲賀市 ◎東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド 東近江市総合運動公園布引多目的広場 東近江市蒲生運動公園第一グラウンド 東近江市ふれあい運動公園
ボクシング	未実施						
自転車 (ロードレース)	9月22日	第59回全国都道府県対抗自転車競技大会	東近江市特設ロードレースコース	男子 女子	47チーム	◎東近江市	東近江市特設ロードレースコース
軟式野球	11月2日～4日	第28回西日本軟式野球選手権大会	東近江市ひばり公園湖東スタジアム	成年男子	27チーム	◎東近江市 近江八幡市 草津市 守山市 甲賀市 日野町	東近江市すこやかのかの杜運動公園野球場 東近江市おくの運動公園野球場
ソフトボール	9月14日～16日	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	成年女子	32チーム	高島市 草津市 ◎守山市 東近江市	東近江市長山公園グラウンド 東近江市蒲生運動公園第一グラウンド
カヌー (スプリント)	10月26日～27日	第61回関西カヌースプリント選手権大会	伊庭内湖特設カヌー競技場	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	約300人	◎東近江市	伊庭内湖特設カヌー競技場
ゴルフ	未実施						

○第24回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会東近江市開催競技日程

競技名	大会期間 (令和7年)	大会名	競技会場	種別	チーム数	共催市 ◎主会場	練習会場
グラウンドソフトボール	5月24日～25日 (うち1日)	未定	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	身体障害	未定	◎東近江市	未定

【第1号議案】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。
- (2) 資金による協賛の申入れがあった場合は、その資金を協賛物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 実行委員会は協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛物品等受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公序良俗を乱すと認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものと認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛についての表示を行うこと

ができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

(2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状等の贈呈を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入れ期限

大会終了まで

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要項は令和5年7月13日から施行する。

協賛申込書

年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
東近江市実行委員会会長

様

【申込者】

所在地

名称

代表者名

印

東近江市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額(相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡し年月日	年 月 日	
その他		

※【個人協賛者は、以下のチェックをお願いします】

○「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛に当たっての確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

【担当者連絡先】

所属名 _____

氏名 _____

電話 _____

個人協賛に当たっての確認書

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛に当たっては、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市協賛取扱要項」及び該当確認書の内容を事前に御確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックした上で申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

(1) 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市協賛取扱要項」及び「個人協賛に当たっての確認書」への同意が必要となります。

(2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品等、実行委員会ホームページ等に個人の氏名を掲載することができます。

なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議の上で決定します。

(3) 実行委員会は、協賛申込書（様式第1号）において知り得た協賛者の氏名、住所、その他個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し、無効、損害賠償等のいかなる措置にも異議申立てをしないものとします。

(1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係をもたないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて、協賛を行うものでないこと。

協賛物品等受領書

年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
東近江市実行委員会会長

東近江市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に御賛同いただき、下記のとおり協賛物品等を受領したことを証明します。

記

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額（相当額）	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受領年月日	年 月 日	
その他		

【第2号議案】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市 運営ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市市民協働基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、運営に従事するボランティアの募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集主体

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 活動内容

運営に従事するボランティアの活動内容は、以下のとおりとする。

区分	主な活動内容
受付・案内	競技会場等における受付・案内、資料配布、大会情報提供
おもてなし	休憩所におけるドリンクサービス、弁当配付、空き箱回収、その他おもてなしに関する事
会場整理	競技会場の準備、来場者の誘導、その他競技会場等の運営に関する事
環境美化	競技会場内外の清掃活動、装飾等管理
駐車場整理	駐車場の案内・整理、シャトルバス誘導

4 募集期間及び人数

次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じて適宜変更できるものとする。

- (1) 募集期間 実行委員会が募集を開始した日から募集人数に達するまで
- (2) 募集人数 700名程度

5 活動期間

登録開始日から大会終了までとする。

6 応募条件

東近江市に在住、通勤、通学している中学生以上の個人及び団体とする。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

なお、応募時点で18歳未満の方については、申込みの際に保護者の同意を必要とする。

7 応募方法

実行委員会ホームページ（PC版・スマートフォン版）の応募フォームにより申込み又は所定の申込書に必要事項を記入の上、実行委員会事務局に持参、郵送、メール若しくはFAXにより申込みものとする。

なお、18歳未満の申込みについては、保護者の同意が必要なため、所定の申込書を持参又は郵送に限る。

8 登録・抹消

(1) 実行委員会は、応募条件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、次の場合に登録を取消することができる。

ア 本人又は団体から申出があった場合

イ 大会のイメージを損なう行為があった場合

ウ 大会運営に支障があると判断した場合

9 活動内容の決定

ボランティア登録者の活動内容、日時及び場所については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

11 報酬及び交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾及び食事

- (1) ボランティアの活動に当たっては、運営ボランティアであることが識別できる服飾を、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) ボランティアの昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

- (1) ボランティア活動及び研修の参加に当たり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。
- (2) ボランティア以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、東近江市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、その他の目的で使用しない。ただし、申込み時にわたS H I G A輝く国スポ・障スポ実行委員会（滋賀県）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、当該実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第3号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、わたSHIGA輝く国スポ（以下「国スポ」という。）において、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に上げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

国スポ期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に配置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額【支払限度額】		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	-	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額【支払限度額】		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額【支払限度額】		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額【支払限度額】	
	1事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害事故

被保険者が、国スポの開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するための自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員 一般観覧者	2,500万円	5,000円	3,000円
医師	1億5,000万円	3万円	1万円
看護師	3,000万円	1万円	5,000円
競技会補助員	1,040万円	6,500円	4,000円

4 適用除外

前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険特約上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会へ事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

6 その他

- (1) この要項に定めない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和5年7月13日から施行する。

事故報告書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会 会長 小 椋 正 清 様

競 技 _____
 所 属 _____
 報告者 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被 害 物	被害物名			
	被害状況			
	被害物の写真	有・無	【撮影者氏名】	
所 有 者	氏名			
	住所			
	電話番号			

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号					
負 傷 者	参加区分 <small>(該当を○で囲む)</small>	選手・監督・役員・競技補助員・競技会補助員 (ボランティア) 医師・看護師・一般観覧者※対象外除く その他 ()			
	住所				
	氏名		生年 月日		性別
	電話番号		親権者氏名		
医 療 機 関	名称				
	電話番号				
	担当医師				
障 害 内 容	傷病名				
	症状・程度など				

【第4号議案】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市 歓迎・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す装飾を心掛けて看板、横断幕、のぼり旗及びプランター等を設置する。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、期間を定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が必要と認めるものを除く。

(2) 接遇

ア 関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会係員、ボランティア等に必要研修を行い、おもてなし意識の向上に努める。

(3) 情報発信・提供

ア ホームページ、SNS等により情報を発信する。

イ 本市の多彩な地域資源の魅力を知ってもらうため観光ガイドブック・マップを作成する。

ウ 案内所、休憩所、その他必要と認められる場所を活用して観光ガイドブック・マップ等を配布し、大会参加者等に大会期間中の情報発信及び終了後の本市への再訪につなげる。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎及びおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第5号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）のおもてなしに努めるとともに、東近江市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技会場における競技の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗当たり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にとっては、実行委員会に申出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- (1) テント1張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備はありません。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

7 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料

を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。

ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者

(4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。

なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

(5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、東近江市内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体又は競技別リハースル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

ア 競技開催期間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店するこ

と。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 納税義務が履行されていること。

カ 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、実行委員会に申出をすること。本申請書類の情報を基に、実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

11 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店における販売品目を取り扱う地域の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

13 保健所及び消防署への手続

(1) 保健所

ア「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

イ 実行委員会は、出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容と変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和 47 年中部地域消防組合条例第 1 号）第 45 条第 1 項第 6 号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

14 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

(2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。

(5) 許可された品目以外のものを販売すること。

(6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

(7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。

(8) 実行委員会の許可を受けていない対象火器具等又は燃料等危険物を使用すること。

(9) その他国スポ運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

16 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第 6 号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。

(2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。

(3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。

(4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは

- 掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
 - (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。
なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。
 - (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
 - (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
 - (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
 - (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
 - (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
 - (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
 - (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

17 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指示があったとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 個人情報取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

24 その他

- (1) 実行委員会は、売店の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。
- (4) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、滋賀県が設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は令和5年7月13日から施行する。

売店出店申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

_____及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する競技会場に売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項第10項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 _____（競技名： _____）

2 出店希望形態 テント（ _____ 張） ・ その他（ _____ ）

3 添付書類

(1) 売店責任者及び従事者の本人確認書類

（運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの）

(2) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）

※営業許可申請書の写しの場合は、許可が下り次第速やかに実行委員会へ提出すること。

(3) 市税の未納がないことが分かる書類（完納証明書、納税証明書（写し可、発行から3箇月以内のもの））

4 その他

当該売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類を(2)及び(3)は各1通のみで構わない。

売店出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称				
(ふりがな) 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	T ・ S ・ H		年 月 日	
所在地	〒			
連絡先	《電話》	《FAX》		
出店担当者	《氏名》	《電話》		
業種				
主要取扱品目 (該当品目をすべて○で囲んでください)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物(製造加工品) 飲食物(現地調理品)・宅配便・その他()			
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類() ・ 無			
国体等出店実績	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日		従業員数	人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無		過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧				
No	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

(商号又は名称：)

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※ ふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	搬出入車	備考
		有 ・ 無		
		有 ・ 無	/	
		有 ・ 無	/	

※ 車両の種類は、「2tトラック」「軽トラック」等を記入してください。

※ 搬入、搬出に使用する場合は、「搬出入車」欄に○を付けてください。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（東近江市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※ 火気又は燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。
(発電機、ホットプレート、プロパンガス等)

※ 消防署への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。
記入がない場合は、火気又は燃料等危険物の使用はできません。

誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____ 印

わたSHIGA輝く国スポにおいて、競技会場への売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が本承諾書を似て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請書及び許可後の申請に当たり、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項を遵守します。
- 2 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属： _____
担当者氏名： _____
電話番号： _____
F A X： _____
E m a i l： _____

売店許可決定通知書

国障東実委第 号
令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が設営運営する競技式典の売店の出店について、下記の内容で決定となりました。つきましては、下記口座へ令和 年 月 日 () までに出店料を納入してください。

記

- 1 出店会場 (競技名：)
- 2 出店形態 テント (張) ・ その他 ()
- 3 出店料 _____ 円
- 4 指定振込口座

金融機関 銀行 支店

預金種別 普通

口座番号

口座名

※ 振込手数料については、出店者負担となります。

【問合せ】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

電話番号：0748-24-5675

F A X：0748-24-5571

売店出店許可証

国障東実委第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職名及び氏名	
出 店 許 可 会 場	(競技名：)
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	<p>1 本許可証を売店内に掲示すること。</p> <p>2 売店の設置運営に関しては、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項を遵守すること。</p>

売店出店料免除申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名

_____及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店の出店料について、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項第7項第3号の規定に基づき免除申請します。

記

- 1 出店会場 (競技名： _____)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他実行委員会において特に必要と認める者

(連絡担当者)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

F A X： _____

E m a i l： _____

出店料免除決定通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 (競技名 :)
- 2 免除理由

【第6号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市案内所・休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所等の設置並びに運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 案内所

ア 案内所の種類

総合案内所及び会場内案内所とする。

イ 設置場所

(ア) 総合案内所

関係機関、団体等と協議の上、主要駅等に設置する。

(イ) 会場内案内所

関係機関、団体等と協議の上、競技会場等に設置する。

ウ 設置期間

(ア) 総合案内所

関係機関、団体等と協議の上、定める。

(イ) 会場内案内所

各競技会の開催期間中とする。

エ 開設時間

次のとおりとする。

(ア) 総合案内所

午前9時から午後5時までとする。

(イ) 会場内案内所

開催行事又は競技開始1時間前から閉会行事又は競技の終了後30分までとする。

オ 業務内容

(ア) 総合案内所

a 競技の案内に関すること。

- b 宿泊、交通、観光及び物産の案内に関する事。
- c 案内資料等の配布に関する事。
- d その他各種案内に関する事。

(イ) 会場内案内所

- a 大会参加者等への受付案内、資料等の配布に関する事。
- b 競技の案内に関する事。
- c 宿泊、交通、観光及び物産の案内に関する事。
- d 迷子、遺失物及び拾得物の取扱いに関する事。
- e その他各種案内に関する事。

(2) 休憩所

ア 設置場所

各競技会場に設置する。

イ 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

ウ 開設時間

開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

エ 業務内容

(ア) 休憩所

大会参加者等が休憩する場であるとともに、相互に交流を図る場を提供する。

(イ) ふるまいコーナー

大会参加者等に対し、地元の食材等を活用した料理又は特産品、飲料水等を提供する。

3 その他

- (1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、案内所・休憩所の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (4) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第7号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市リハーサル大会実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に備えて、本市で開催する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）について、「第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市リハーサル大会開催基本計画」に基づき、国スポにおける競技会運営能力の向上を図るとともに、市民の国スポに対する参加意識の向上及びおもてなしの心で迎える機運の醸成を図る。

2 大会実施競技

大会は、滋賀県及び競技団体との協議により、以下のとおり選定した。

競技名（種目）	大会名
サッカー	第60回全国社会人サッカー選手権大会
自転車（ロード・レース）	第59回全国都道府県対抗自転車競技大会
軟式野球	第28回西日本軟式野球選手権大会
ソフトボール	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会
カヌー（スプリント）	第61回関西カヌースプリント選手権大会

3 大会運営

大会の運営は、原則として国スポに準じて実施するものとし、目的や実情に応じて、必要最小限の経費で創意工夫を凝らした質の高い効率的な運営に努める。

4 基本事項

(1) 実施本部の設置

大会運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、大会実施本部は競技団体との緊密な連携のもと、業務分担を明確にすることで、合理的かつ効率的な運営に努める。

イ 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密な連携のもと、迅速かつ正確な競技記録の収集及び速報に努める。

(3) 施設

大会で使用する施設は、原則として国スポで使用する施設を充てることとし、できる限り国スポの規模や趣旨に応じた会場設営を行う。また、大会運営に必要な仮設施設等は、競技団体、施設の管理者等と協議の上、整備する。

(4) 競技物品

大会に必要な物品は、原則として既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。

なお、新たに物品を購入する場合は、国スポにおける使用を考慮し、必要最小限の数量に留める。

(5) 式典

開閉会式及び表彰式は、競技団体と協議の上、競技運営に支障のないよう簡素で効率的な運営に努める。

(6) 広報・市民運動

ア 広報

国スポ開催に対する市民の理解及び関心を深めるため、各種イベントとの連携等により、広報活動に努める。

イ 市民運動

市民総参加による国スポ開催への機運を醸成するため、各種市民協働の取組を展開する。

(7) 歓迎・おもてなし

ア 歓迎

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場及びその周辺に歓迎装飾を行う。

イ おもてなし

競技会場又はその周辺に、案内所、休憩所、売店等を設置し、関係機関等の協力を得て、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信及び提供に努める。

(8) 宿泊・医事衛生

ア 宿泊

選手・監督等が開催期間中、それぞれの分野において活躍できるよう、必要に応じて、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の確保に努める。

イ 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等との連携のも

と、医療救護体制を整える。また、競技会場及びその周辺は、関係機関等の協力を得て、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況等を踏まえ、必要に応じて計画輸送等を実施し、安全かつ円滑な輸送に努める。

(10) 警備・消防防災

ア 警備

競技会場及びその周辺における雑踏事故及びその他の事故を未然に防止するため、関係機関等の協力を得て、警備体制を整える。

イ 消防防災

競技会場、大会関係施設等における火災及びその他の災害発生時に緊急対策を講じるため、関係機関等の協力を得て、消防防災体制を整える。

5 その他

この要項の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第8号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市式典実施要項（案）

1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ」における東近江市開催競技会の式典実施について、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市開催推進総合計画」及び「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市式典基本計画」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心から称え、多くの方が喜びと感動を分かち合えるものとし、創意工夫をこらした温かみのあるものとする。内容については、選手のコンディション及び競技運営に配慮した上で、競技団体、関係機関等と協力し、簡素化に努める。

3 式典運営

- (1) 式典運営は、競技団体、関係機関等との連携のもと、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う。
- (2) 式典協力員は、市内の学校、関係団体等の協力を得て編成する。

4 式典内容

開始式及び表彰式の内容は、次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等を配慮し、適宜、変更できるものとする。

開始式	表彰式
開式通告	開式通告
競技会開始宣言	成績発表
国旗掲揚（儀礼）	表彰状授与
大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）	大会会長トロフィー授与
大会会長トロフィー返還	閉会のあいさつ
開会のあいさつ	歓送のことば
歓迎のことば	国旗降納（儀礼）
選手宣誓	大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗降納（儀礼）
閉式通告	競技会終了宣言
	閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、CD等を使用する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、式典の実施に必要な事項は、実行委員会、競技団体等が別途協議の上、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第9号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所、関係機関等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理

関係機関、団体等の協力を得て、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう周知する。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者等が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。食中毒患者が発生した場合には、保健所と連携し、指示を受けて、被害拡大の防止に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第10号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市弁当調達実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市宿泊基本計画」に基づき、東近江市で開催される「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第79回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) わた S H I G A 輝く東近江市実行委員会宿泊衛生専門部会において選定し、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第 1 号）を交付する。

8 指定取消し

実行委員会は、前項の規定により指定をうけた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

様式第1号

弁当調製施設指定書

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会会長 小 椋 正 清

「わたSHIGA輝く国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

【第11号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市医療救護対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

(3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、担架等を配備する。

4 医療救護体制

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医療品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

国スポ参加者等が、宿舎において発病若しくは負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(6) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第 12 号議案】

わた S H I G A 輝く国スポ東近江市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わた S H I G A 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、東近江市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供する等、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、保健所、関係機関等と連携し感染の拡大防止に向けて必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

【第 13 号議案】

わた S H I G A 輝く国スポ東近江市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わた S H I G A 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、市民、国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場等の環境美化

関係機関、団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関、団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関、団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生を保持するよう指導に努める。

(5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制及び分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。また、リサイクルできない廃棄物については、適正に処理を行う。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

関係機関、団体等の協力を得て、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、団体等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 7 月 13 日から施行する。

【第14号議案】

わたSHIGA輝く国スポ東近江市輸送交通業務実施要項(案)

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市輸送交通基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と連携を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舍、主要な駅、指定駐車場及びその他関連諸行事の会場(以下「競技会場等」という。)の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、それに係る料金は自己負担とする。公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離(概ね2キロメートル未満をいう。)の場合は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘

案し、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員・時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって東近江市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が東近江市と東近江市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市町実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とし、それに係る料金は自己負担とする。ただ

し、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場及び練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な処置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

国スポ期間中の交通混雑緩和及び環境負荷軽減のため、輸送対象者に対し公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修等、必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【第 15 号議案】

わた S H I G A 輝く国スポ東近江市消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会東近江市警備・消防防災基本計画」に基づき、「わた S H I G A 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における消防防災・警備業務の実施について、安全かつ円滑な運営が行われるよう万全を期するため必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

消防防災・警備業務の実施期間は、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める国スポ開催前及び開催期間中とする。

3 実施場所

消防防災・警備業務の実施場所は、競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等の国スポ関連施設（以下「関連施設」という。）及びその他必要とされる場所とする。

4 実施体制

(1) 国スポ開催前

実行委員会は、関係機関、団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 国スポ開催期間中

国スポ競技会場ごとに消防防災・警備業務の担当を配置し、必要に応じて関連施設の消防防災・警備業務を実施する。

5 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、関連施設の消防防災に取り組む。

イ 東近江市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

ウ 関連施設の火災、その他の災害予防及び災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する対策を講じる。

エ 国スポ期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の

軽減を図るため、防火、防災に対する意識の向上を図る。

(2) 業務内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
- (イ) 関連施設における消防用設備、水利等の点検整備に関すること。
- (ウ) 消防防災意識の高揚及び啓発活動の推進に関すること。
- (エ) 関連施設での避難訓練に関すること。
- (オ) 関連施設の予防検査（避難経路の点検及び防火安全対策の指導）に関すること。
- (カ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- (イ) 関連施設の救急救助に関すること。
- (ウ) 関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- (エ) 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達に関すること。
- (オ) その他必要な消防防災業務に関すること。

6 警備業務

(1) 基本的事項

- ア 関連施設における雑踏事故、車両（自転車を含む。）事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な対策を講じる。
- イ 国スポ期間中は、関係機関、関係団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 業務内容

ア 国スポ開催前

- (ア) 関連施設における警備体制の確立に関すること。
- (イ) 実地踏査の実施に関すること。
- (ウ) 通信連絡体制の確立に関すること。
- (エ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- (オ) 警備員等の確保及び事前教育並びに訓練に関すること。
- (カ) 関係機関、団体等との連絡協力体制の確立に関すること。
- (キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 国スポ開催期間中

- (ア) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。
- (イ) 関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の関連施設での誘導並びに混雑防止の措置に関する事。
- (エ) 関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 関連施設における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子、遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害する者への対応に関する事。
- (サ) 通信手段の確保及び運用に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

国スポの開催前及び開催期間中において、大規模災害又は突発重大事案が発生し、東近江市災害対策本部が設置された場合は、東近江市地域防災計画に基づき対応する。

8 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、関係機関及び宿泊地市町と調整し、実施するものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月13日から施行する。

【メモ】

A large, vertically oriented rounded rectangle with a solid black border. Inside the rectangle, there are 18 horizontal dashed lines spaced evenly, providing a template for writing notes. The lines are evenly spaced and extend across the width of the box.